

京都工芸繊維大学学友会新入生歓迎企画運営委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、京都工芸繊維大学学友会規約第12条の規定に基づき新入生歓迎企画運営委員会の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学友会所属の課外活動団体が公平かつ適切な新入生の勧誘が行えるような行事を企画、運営および実施することで、新入生が本学課外活動団体の活動を広く知る機会を得るとともに、希望する課外活動団体へ所属でき、有意義な学生生活を開始できるようサポートを行うことを目的とする。

(構成員)

第3条 学友会会長が本会の会費を納入しているものから新入生歓迎行事に携わりたいものを公募する。また、以下の条件に従うように学友会が選考を行い、承認したものを構成員とする。

1. 構成員の所属課程に偏りが生じないように構成する。
2. 構成員の所属課外活動団体に偏りが生じないように構成する。
3. 構成人数は必要以上に増やさないこと。

(役員)

第4条 本委員会に第3条で公募し、学友会の承認を受けた構成員の中から下記の役員を置く。

1. 委員長1名

委員長は、新入生歓迎企画運営委員会を代表し構成員との緊密な連絡のもと本委員会を運営する。学友会のものが務めるものとする。

2. 副委員長2名

副委員長は、委員長の補佐をする。体育会および文化団体連盟から委員長又は役員等から各1名ずつ選出する。

3. 会計2名

会計は、新入生歓迎行事の経理を担当する。

4. 広報2名

広報は、新入生に対して各団体の紹介及び各団体ブース位置を書類化し、新入生が興味のある団体のブースに行けるようにする。

5. その他必要に応じて各役員の補佐として構成員を置ける。

(任期)

第5条 任期は各年12月に結成し、新入生歓迎行事が終わる翌年4月下旬までの間と

する。役員および構成員の辞職は本委員会の承認をえるものとする。

(新入生歓迎行事の名称)

第6条 行事名は新入生向けオリエンテーションとする。

(行事内容)

第7条 第2条の目的を達成するために入学式前後の時期に学内で本会所属団体が平等にクラブ紹介ができ、新入生が自由にクラブ活動を知ることができる。行事として、新入生向けオリエンテーションとして企画、運営および実施する。

(新入生向けオリエンテーション)

第8条 新入生向けオリエンテーションは、次の各号に掲げる事項に反する企画、運営および実施してはならない。また、企画書は1月上旬に学友会会長および学生支援センター長に提出しなければならない。

1. 新入生歓迎行事中に飲酒をさせない。
2. 新入生歓迎行事後の勧誘行為をさせない。
3. 夜間まで行う新入生歓迎行事を企画してはならない。
4. 特定の課外活動団体が優位な勧誘を行える新入生歓迎行事を企画してはならない。

附則（平成26年1月30日）

この細則は、平成26年1月30日から施行する。

なお、施行初年度である平成26年4月の新入生向けオリエンテーションのことについては、第5条の規程をはじめ本細則規程の期間を施行日以降可能期間等として対応するものとする。